

農業の担い手の皆様へ（ご案内）



物価高騰等による影響を乗り越えるために 農業者が創意工夫を凝らして取り組む
成長力の強化や生産性の向上につながる**設備投資を支援**します！

香川県農畜水産業者未来チャレンジ支援補助金 **農業**

この補助金は、農業者を対象とするものです。畜産事業者、水産事業者を対象とする支援もあります。

対 象 者

地域計画のうち目標地図に位置づけられている者、または位置づけられることが確実と見込まれる者

※市町から目標地図の位置づけに係る証明書の交付を受け、申請の際にご提出してください。

対象事業

作物の生産性・品質の向上や作業の効率化・省力化など農業経営の継続・発展に資する設備投資

- 物価高騰等の影響に鑑み、令和7年10月1日（水）から令和9年1月5日（火）までの期間中に実施（事業に着手し支払いが完了）した事業が補助金の対象になります。
- **香川県および国の他の補助金事業に同一の内容で採択されている場合は、本事業の対象にはなりません。**

補助対象経費

対象事業を実施するために必要な経費

▶ 営農用機械・器具本体

▶ トラクターのアタッチメント等

▶ 栽培・育苗施設

▶ 集出荷貯蔵施設・機械

▶ 有機物供給施設・機械



※消費税及び地方消費税相当額などは
補助対象となりません。

補 助 率

補助対象経費の $\frac{3}{4}$ 以内（千円未満切り捨て）

補助限度額

上限：2,000万円

下限：300万円（補助対象経費の合計が400万円以上）

- 事業費が400万円未満の場合は、香川県事業者の未来への投資を応援する総合補助金をご検討ください。

スケジュール （予定）

申請書の受付：令和8年3月2日～4月10日（予定）
【申請受付用コールセンターへ提出】

事業の実施：令和9年1月5日までに、購入代金を業者へ支払ってください

実績報告書の受付：令和9年1月15日まで
【実績報告提出サポート用コールセンターへ提出】

※申請書類等は、令和8年2月20日以降に、県ホームページ等に掲載を予定しています。

お問い合わせ先・申請等窓口



申請受付用コールセンター

（採択者向け）



実績報告提出サポート用コールセンター

本補助金の専用コールセンターを設置予定です。
すべてのお問い合わせ、申請書・実績報告書等の提出先は
今後に設置するコールセンターへお願いします。

Q どのような機械・施設が対象となりますか？

A 作物の生産性・品質の向上や作業の効率化・省力化など**農業経営の継続・発展に資する新品又は新設の設備**が対象となります。

なお、農業経営以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いもの(運搬用トラック、パソコン等)は対象なりません。

Q 地域計画とは？

A 農業を担う者が10年後に目指す**農地利用の姿を明確化した計画**です。この事業を実施するには、市町で作成している地域計画に**農業を担う者として位置づけられていること又は位置づけられることが確実と見込まれる**必要があります。

Q 地域計画の目標地図の位置づけに係る証明書の交付を受けるためにはどうすればいいですか？

A 公開予定の交付要綱にて指定する様式に必要事項を記載の上、**営農を行っている市町の農林水産部局に申請**してください。

Q 補助事業の対象となる経費は税込価格ですか？

A **税抜価格**が事業費となります。

Q 事業の採択、不採択はいつ分かりますか？

A **令和8年5月末**を予定しています。

Q この補助事業が採択されなかった場合は、他の補助事業を活用することはできますか？

A **募集中の補助事業であれば可能**です。ただし、**すでに発注(着手)**している場合は、**補助対象と**ならないことが多いため、事前の確認をお願いします。

Q 事業はいつまでに実施する必要がありますか？

A 導入する設備の**納品、支払い**を**令和9年1月5日までに完了し、1月15日までに実績報告書**を提出してください。

Q 期限までに事業を完了できなかった(機械が納品されなかった、支払いが間に合わなかった)場合はどうなりますか？

A 期限までに事業を完了できなかった場合は、**補助金を交付できません**。導入する設備の納品期限や期限までに納品できなかった場合の扱い等について、あらかじめ業者と契約書を交わす等により、確実な事業実施をお願いします。

Q 補助金の交付はいつになりますか？

A 導入した設備の**支払いを終え、実績報告書や請求書を提出いただいた後**になります。このため、補助対象者が、一旦、導入した**設備の代金の全額を支払う必要**があります。融資等を受ける際は、全額の支払いが必要なことを踏まえて、金融機関にご相談ください。